## 施設設備基準別添付書類チェックリスト

項目 番号	省令					施	設記	设備基準	隼			添付書類	別添 番号	備考
1	申請者が、そ の営業に使用 する倉庫及び				土地所有			る場合	<u>}</u>	右欄の	登記簿謄本/抄本を提出する 場合	个到庄豆心海唱中/ 77中		
	その敷地について所有権そ				使用権原取得 引しを提出さ					げずれ	登記簿謄本/ 抄本を提出で	の		
	の他の使用権 原を有するこ			151	ョしを提出さ 古の書類を提 月方針〔3〕	出するこ	とで	差し支え	ない<	か選択	きない場合	が		
	く規則第3条										登記簿謄本/抄 本を提出する場合	不動産登記簿謄本/抄本 賃貸借契約書		
	へ成別ある宗 の3第1項第 1号>									右欄の	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	右 <b>固定資産台帳謄本/抄本</b>		
								直	借	ゖずゎ	登記簿謄本/	欄 の 登記簿機本/抄本を提出できない理由書 い <b>賃貸借契約書</b>		
			右		土地賃	借権を				れ か 選	抄本を提出で きない場合	れ 納税証明書		
		土地	欄のい	有	する場合	ì	右欄			択	2 0 1 2 2	か 選 選 (計) 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 (対) <b>賃貸借契約書</b>		
		につい	ずれ		•	用方針〔3〕2 - 4	のい				登記簿謄本/抄	不動産登記簿謄本/抄本		
		7	か選択	01	使用権原取得 場合は賃貸借 D写しを提出	契約書	ずれか			_	本を提出する場合	賃貸借契約書 転貸承諾書		
				上か	で、権原取得 こ残りの書類	権原取得後速や 説りの書類を提出				右欄の		固定資産台帳謄本/抄本		
				61	マンス は で		欄 賃貸借契約書							
										れ か 選	登記簿謄本/ 抄本を提出で	い <b>転貸承諾書</b>		
										択	きない場合	か 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書		
												报 <b>賃貸借契約書</b> 転貸承諾書		
					公有不動產	全又は公	有	水面をほ	<b>見用(</b> :	土地	) する場合	使用許可証明書		
				< 運	用方針〔3〕2	4/\>						<b>建築確認済証 建築確認済証</b>		
				<運	倉庫建設着手前の登録申請の場合 <sup>運用方針(3)2 - 4水&gt;</sup> <b>倉庫の完成後途中かに運用方針(3)2 - 4イ又は口の書類(下棚参照)を提出すること</b> 条件に登録することとして差し支えない									
				を余						建築見積書				
				倉	建	物所有植	を	有する	場合	電影 (電話 ) 全部 (場合 ) (場合				
				庫建	使用権	針〔3〕2 <b>原取得前</b> 頃 を提出され	申請の	場合は売り	夏契約書 729名海	ず	登記簿謄本/ 抄本を提出で	の けん 登記簿職本/抄本を提出できない理由書		
				設着	やかに右 ない < 連	等の写しを提出させ やかに右の書類を提 ない〈運用方針〔3	是出することで差し支え 3 〕 2 ・4 二なお書き >			か選択	きない場合	が		
				着手後 6							登記簿謄本/抄	不動産登記簿謄本/抄本		
				の登録						右欄の	本を提出する場合	賃貸借契約書 右 固定資産台帳謄本/抄本		
		廷 物	右欄	申		物賃 を有す		直	借	りず	登記簿謄本/	の 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書		
			の い ず	請の提	る場合					れ か 選	抄本を提出で きない場合	が が が が が が が が が が が が が が が が が が が		
	について	$\neg$	りれかっ	場合	欄   (運用方		右欄			択	C 100 17 20 II	か 選 選 <b>賃貸借契約書</b>		
		て	を選択		ず <sup>&gt;</sup> れ <b># 7</b>	医医取得	のい				<b>28</b> ± 7 44 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14	不動産登記簿謄本/抄本		
			37(		か 前申請の	態原取得 D場合は 型約書等	ずれか				登記簿謄本/抄 本を提出する場合	賃貸借契約書 転貸承諾書		
					の写しる	を提出さ で、権原	か選択			右欄の		固定資産台帳謄本/抄本		
					残りの <b>i</b> 出するこ			転	借	ゖゖヺ		右 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書 欄 <b>賃貸借契約書</b>		
					し支えな 用方針	なり<運 (3)2				れか選	登記簿謄本/ 抄本を提出で	い <b>転貸承諾書</b>		
					- 4 <u>- 7</u> >	- 4二なお書き >				択	きない場合	れ <b> </b>		
												照 <b>賃貸借契約書</b> 転貸承諾書		
					小を	不動意	こを	 使用 (	建物)	ੀ ਰਿ		製 使用許可証 使用許可証明書		
	1	1	l	1		371、 <b>3</b> 71년 3計〔3〕		1 U \	ベニアリノ	1	~ ~ % ⊢I	使用許可証明書		1

											<3類【特例】詹	庫用 >	·									
項目 番号	省令					施	設	訠	<b>设備基準</b>		添付書類	別添 番号	備考									
2	倉庫の種類が に国産の種類が の定の定めるでは を のの他のでは を を のの他の を は を ののと のの と のの と のの と のの と のの と のの			条	第	築基準法第 6 1 項各号に該当	右欄	JI.	倉庫業を営む倉庫の場合		建築確認済証 完了検査済証(検査後直ち )											
	<規則第3条の 3第2項>		確認を要する倉庫	は、発定に通		する倉庫について は、建築基準法の規 定に適合しているこ とを要する。 <運用方針(4)2-1イ		りしずっ		右欄の	用途変更に係る建築確認 済証											
				の規定	表示 記定に を	第2条第1項第2号 『により、建築基準法 第1項各号に該当し のについては、施設 上準関係規定欄(下		が 倉庫業を営む倉庫以外の用途 ば ず と に供している建築物を転用する ず るれ 場合	上記建築確認済証に対応する完了検査済証(検査後直ちに) <i>用途のみ変更の場合は不要</i>													
		右欄のい		設備記)	多点	事関係規定欄(下 限のこと				選択 建築部局又は指定確認検証機関における確認申請不要でる旨の見解確認書												
		ずれかを選択	ずっかを選択 建築確認を要しな	消防法	右欄の:	防法第17条第 1 で定める消防の	項に 用に 設置	に活置	定のる技術上の基準に従って、政令 供する設備、消防用水及び消火活動 し、維持することを要する。		消防用設備等検査済証(検 後直ちに) 消防用設備等点検結果報告書 新築の場合は不要)											
				な	な	な	な	な	な	な	な	な	な	港	該当	港湾法第39条第1項の規定に基づき港湾管理者が分区を設定している地域に設けられる倉庫にあっては、同法第40条第1項の規定により当該分区の用途に適合していることを要する。 <運用方針(4)2-10(2)>				いることを証する港湾管理者		
			い 倉庫	都市計画法	マーク	計画法第29条第	1項 開発	項) 発	計りを以付していることを安りる。	右欄のいずれかを選択	開発許可書 地方自治体の発行する許可 通知書(第一種低層住居専用地 域から第二種住居地域の場合)											
3	土地に定着し <規則第3条の	人 4第	かこ 2 項	D、 頁第 1	屋村号	  根及び周囲に壁 	を	:有	<b>育する工作物である</b>		立面図											
			周囲に壁がない場合、固定荷役機械がある 見則第3条の6第2項但し書き>																			

< 3類 特例 1倉庫用 >

項目	省令		 ភ						⊕€					別添	/# <b>+</b> /
番号 <b>4</b>	軸組み、外壁 又は荷ずりの		外壁に窓その他の開口部がない SF 瓦造							SRC造、 RC造、 CE 瓦造、 石造			立面図 左の組積造であることが記載されている図	番号 1	m-'5
•	強度が国土交 通大臣の定め		運用方	針	[ 4	] 2	-31(1)			運用方針[4]2- 鉄骨造で90cm以下	3	イ(1)a 76cm以下の間隔の	面等		
	る基準(= 2.500N/㎡以									の間隔の胴縁を有		荷ずりを有する	立面図		
	上)に適合し ていること									する	⊭		矩計図等 		
	規則第3条									運用方針[4]2-3f(1)b		( 木版、 木毛セメント 板、 石膏ポード)の厚 さ1.2㎝以上の内壁また	立面図		
	の 4 第 2 項第 2 号							右欄	盟		ず	は下地板を有する	矩計図等 		
								のいず	)	a 11	jν	( 硬質木片セジト板、 合板)の厚さ0.9cm以	立面図		
								れか	ι	運用方針 [ 4 ] 2-3f(1)b		上の内壁または下地板 を有する	矩計図等		
								/5		/ D.C.F. M.O.F.		. N. I - T TILL	立面図		
									J	( PC板、 ALC板、 パネル製外壁		以外成型板、 その他)の	矩計図等		
										運用方針[4]2-31(1)(	C		メーカー等の作成した、パネルの長さと許 容荷重との相関関係を表にした資料等		
			外壁に窓 その他の				亥開口部の幅 び高さのいず			運用方針[4]2-3イ(1 構造であって、メーカー、	)a 民	~cの基準に該当しない 間の建築士事務所その他	立面図		
			開口部がある			nt.	かが内法寸法 n未満である			の者の行った検査等に 重に耐えられる強度を	よ有	り、2,500N/㎡以上の荷 することが証明できるも	矩計図等		
			<i>0</i> 0					1		の 運用方針[4]:	2-	31(1)d	2,500N/㎡以上の耐力を証明する建築士事務 所等による構造計算書その他の書類		
							開口部が下 地板により						立面図		
							補強されて		E	SRC造、 RC造、 CE 瓦造、 石造	Βiέ	造、 補強CB造、 煉	左の組積造であることが記載されている図 面等		
							いる			運用方針[4]2-	3	1(1)a	矩計図等		
		右欄			当該						_		建具表等		
		の			当該開口部の					鉄骨造で90cm以下 の間隔の胴縁を有		76cm以下の間隔の 荷ずりを有する	立面図		
		りり			I 部 E					する			矩計図等		
		れか		右	幅		明口並私			7	占		建具表等		
				欄	及び		開口部が角 材により複	İ		運用方針[4]2-3f(1)b	闌の	( 木版、 木毛セメント			
				のいい	高さ	右	強されてい る	一石		木造で90㎝以下の	<u>, '</u>	板、 石膏ボード)の厚 さ1.2㎝以上の内壁また は下地板を有する	矩計図等		
				ずれ	, ,,	傾の		欄の	)		れ か	は下地放を有する	建具表等		
				か	+	9 1	開口部が鉛 格子により	۱ I 9	۳	ľ	,	( 硬質木片セメント板、 合板)の厚さ0.9㎝以	立面図		
					ŧ	1 L	防御されて		ı۱	下四十分 F 4 3 0 0//4) b		上の内壁または下地板を有する	矩計図等 建具表等		
					内法		いる		-	運用方針[4]2-34(1)b					
					寸法					( PC板、 ALC板、	+	セメント成型板、 その	・ 立画区 矩計図等		
					1 m				ft	也)のパネル製外壁			メーカー等の作成した、パネルの長さと許		
					以上		99 m ÷r.			運用方針[4]2-31(1)(	С		容荷重との相関関係を表にした資料等 建具表等		
					であ		開口部に JIS規格S-		H	運用方針[4]2-31			立面図		
					3		グレードり 上の建具か	N,		事務所その他の者の	行.		矩計図等		
							設けられて いる	-		2,500N/㎡以上の荷頭 有することが証明で	: ð	きるもの	2,500N/㎡以上の耐力を証明する建築士事務 所等による構造計算書その他の書類		
										運用方針 [ 4 ] 2-	-3	<b>イ(1)</b> d	建具表等		
			荷崩れを 防止する	١.		ラッ	クを使用して	C貨 <sup>物</sup>	物	を保管している 運用力	与針	† [ 4 ] 2-31(2)a	ラックの配置状況及びその構造の概要を記載したもの(平面図に図示)		
			措置が施 されてい る	右欄のい	I		壁から離れた: している <sub>運師</sub>			外壁から貨物の高さと 4 ] <sup>2-31(2)b</sup>	<u> </u>	司じ距離)に貨物を配	貨物の配置場所が明示された図 面(平面図に図示)		
	! ! ! ! ! !			ずず		庫・	内の貨物が	华州	መ <i>ጣ</i>	)性状から且て一字の1	<u> </u>	さいトに待まれてっ	貨物の配置場所が明示された図面(断面図に図示)	<b>!</b>	
				れか	ع	がな		17,	΄, .	)性状から見て一定の₹ その高さまでの部分が <sup>運用方針[4]2-3√(2)b</sup>			面(断面図に図示) はいつけ高さ部分について運用		
	床の強度が国	$\dashv$	建築確認										方針[4]2-3イ(1)に準じた書類		
	土交通大臣の	右	建栄唯秘 を要する 倉庫	載	荷重	に而	対える強度を要	する	اع	の規定により、営業倉庫の されることから、告示第	1 ई	条第1項第1号に定める	建築確認済証		
	定める基準 (=3.900N/㎡	欄の	<b>启坤</b> <運用方針〔4〕 2・3口(2)>			建築		を営	営む	Ĵ倉庫 」) をもって当該基	·準	≣を満たしているものと	完了検査済証(検査後直ちに)		
	以上)に適合 していること < <sup>規則第3条の4第2項 第2号&gt;</sup>	い	建築確認 を要しな い倉庫 < <sup>運用方針 [4]</sup> 2・3ロ(3)>	3. Ø	900					!の検査機関の行った検 耐えられる強度を有し			3,900N/㎡以上の耐力を証明する建築 士事務所等による構造計算書その他 の書類		
	<u> </u>		(=/:												

項目 番号	省令				施	設	設備基準	添付書類	別添 番号	備考				
9	危険品を取扱 う施設その他		l	以下	を全て満たし	て	เาอ							
J	国土交通大臣の定める施設に近接する倉		1	. 事	事務所、労務員詰 軍の外壁からから	听、 3 m	住居等の「居室を有する施設」が倉 未満の範囲に存在しない							
	庫にあっては 国土交通大臣 の定める災害		2	彭	殳」が倉庫の外壁:	から	場等の「業務上火気を使用する施から5m未満の範囲に存在しない 所、取扱所が倉庫の外壁から10m未	倉庫の配置図						
	防止上有効な 構造又は設備			清	端の範囲に存在した	ない								
	を有すること		_	ζ	が貯蔵所が倉庫の	外壁	凍のためのものを除く)、販売所及から10m未満の範囲に存在しない							
	<規則第3条 の4第2項第		5	建	目に存在しない	ひ貯	蔵所が倉庫の外壁から10m未満の範							
	7号>			所 室 カ カ	事務所、労務員詰 所、住居等の「居 室を有する施設」 が倉庫の外壁から から3 m未満の範 団に存在する		倉庫と近接施設との間に防爆壁等「災害防止を目的を達することができる自立した工作物」が設けられている(但は、当該施設の高さがら通常想定される程度の災害の防止自効な高さを有する工作物をもって足りる。) <運用方針(4) 2 - 8イ(2) a>	倉庫の配置図						
					□場、ごみ焼却 易、浴場等の「業		近接施設が建築基準法第6条第1項	倉庫の配置図						
				夕 n	8上火気を使用す 3施設」が倉庫の h壁からから 5 <del>-6</del> n未満の範囲に存 Eする		各号に該当する場合で、近接施設の屋根、外壁が耐火構造で、かつ、倉庫に面する側に設けられた開口部は防火設備を有している <運用方針〔4〕2 - 8イ(2) b>	当該近接施設の建築確認済 証等(耐火建築物との記載が あるもの)						
				賍	5険物の製造所、 庁蔵所、取扱所が ≧庫の外壁から10			倉庫の配置図						
		右		n	n未満の範囲に存 Eする			当該近接施設の立面図(開 口部の有無、位置が明示され たもの)						
		右欄のいずれ					<運用方針〔4〕2-8イ(2)b>	当該近接施設の矩計図等(左 欄の内容が明示されたもの)						
		かを選択		( の 月 庫	高圧ガスの製造所 (冷凍のためのも )を除く)、販売 所及び貯蔵所が倉 を選びを	右欄のい	のうち告示第8条第2項第1号の凶<実	倉庫の配置図						
				ğ	に満の範囲に存在 する	ずれかを選	務必携75頁 > に示す部分を防火構造とし、かつ、当該部分に設けられた開口部に防火設備を有している <運用方針〔4〕2 - 8口(1)>	建築確認済証等(準耐火建 築物〔ロ-2以上〕であるも の)						
				7	<ul><li>く薬類の製造所及が貯蔵所が倉庫の</li><li>ト壁から10m未満</li></ul>	択	「居室を有する施設」「業務上火気	倉庫の配置図						
									)範囲に存在する		を使用する施設」に近接する倉庫が、建築基準法第6条第1項各号に該当しない場合で、当該近接施設に面する倉庫の外壁のうち告示第8条第2項第1号の関告実務必携75頁>に示す部分を防火構造とし、かつ、当該部分に設けられた開口部	立面図(開口部の有無、位 置が明示されたもの)		
					3~5を総		「危険物等取扱施設」に近接する倉庫が、 建築基準法第6条第1項各号に該当する場合 で、当該近接施設に面する倉庫の外壁のうち	倉庫の配置図						
					「危険物等 設」という		告示第8条第2項第1号の図<実務必携75頁>に示す部分を耐火構造又は準耐火構造とし、かつ、当該部分に設けられた開口部に特定防火設備を有している<運用方針〔4〕2-8口(2)>	建築確認済証等(耐火建築物、準耐火建築物(イ-2以上)であるもの)						
				<u>u -</u>	-		「危険物等取扱施設」に近接する倉 庫が、建築基準法第6条第1項各号に該	倉庫の配置図						
			項務	第1	第8条第2 号の図は実 9075頁参照		当しない場合で、当該近接施設に面する 倉庫の外壁のうち告示第8条第2項第1 号の図<実務必携75頁>に示す部分を削 火構造又は準耐火構造とし、かつ、当該 部分に設けられた開口部に特定防火設備	立面図(開口部の有無、位 置が明示されたもの)						
							を有している 〈運用方針〔4〕2-8口(2)>	矩計図等(左欄の内容が明示 されたもの)						

				~ 5 無 【 特別 】 信	11年/11)*
項目 番号	省令	施	設設備基準	添付書類	別添備考
10	倉庫の設けられている建物内に事務所、 住宅、商店等の火気 を使用する施設又は	右庫内に火気又は危険欄	物等を取り扱う施設を有しない	平面図	
	危険物等を取扱う施 設が設けられている 場合に通大によってにある とここのは 大ににより とこのは く規則第8号>	の いず 庫内に火気又は危険物 等を取り扱う施設を有す 〈運用方針〔4〕4口(3)〉 択	- 5 に完める防火設備で区画されて	平面図(延焼のおそれのある部分が明示されたもの) 矩計図等(左欄の内容が明示されたもの)	
11	消防法施行規則第 6条に定めるとこ ろにより消火器等 の消火器具が設け	建築確認を要する	倉庫	建築確認済証	
	られていること (倉庫延べ面積 150㎡未満は150㎡ とみなす) < 規則 第3条の4第2項 第9号>		耐火建築物の場合 : 200 ㎡に1単位以上の消火器がある	右欄の のいい のいい のいり のいり のいり である である である である である である である である である である	
	143 J	右 欄 の い	TE   FE   COLOTION	ずれ 消防用設備等検査済証	
		ずれ 建筑確認を更し	の い ず	選 <b>消防用設備等点検結果報告</b> 書	
		が 選 扱い倉庫	れか選択 耐火建築物以外の場合:100	右 消火器の位置、仕様、設置 数の詳細が表示されている図面 (平面図に図示)	
			m <sup>2</sup> に1単位以上の消火器がある <消防法施行規則第6条第1項 >	ず れ 消防用設備等検査済証 か	
				選	
12	国土交通大臣 の定める防犯 上有効な構造 及びと	照 出入口+両端1mの範	右	照明装置の位置が確認できる書類 (1.5mの高さの部分で2ルクス以上の照度 が確保できる範囲を明示したもの)	
	していること <規則第3条	明囲の高さ1.5m部分(= 出入口周辺部)の照度 が2ルクス以上ある	ず れ 運用方針〔4〕2-11八(3) か の計算式により、照度の基準適合性	照明装置の仕様書(照明設 備表)	
	の4第2項第 10号>	7 270 7 7 7 7 7 2 0 0	援 を審査する場合 択 <運用方針〔4〕2-11八(2)>	照明配置図(1.5mの高さの部分で2ルクス以上の照度が確保できる範囲を明示したもの)	
		警備業法第2条第5項に定 警 める警備業務用機械装置の設	右 欄 警備業務用機械装置を設置している	警備契約書(建築前であれ は見積書)	
		備 電子の他これと同等の警備体 制を有していなければならな 制	り ず 宿直などを警備会社に委託している れ	警備契約書 (建築前であれ は見積書)	
		<運用方針〔4〕2-11二>	24時間自社警備を行っている   択	警備状況説明書	

- (注 1 ) 矩計図等とは、倉庫の構造材の材質、防火・防水措置の有無等の構造の詳細を表示した矩計図、断面詳細図その他の書類をいう。なお、運用方針(3)2 5口なお書きにより、規則第 2条第 2項第 1号二の倉庫の平面図、立面図及び断面図において構造の詳細が表示されている場合にあっては、矩計図等の提出を要しない。
- (注 2 )建具表等とは、建具の位置及び建具の材質、開口部に講じられた防犯措置、防火戸の有無等の構造の詳細を表示した建具表、建具キープランその他の書類をいうなお、運用方針(3)2-5/なお書きにより、規則第2条第2項第1号二の倉庫の平面図、立面図及び断面図において建具の詳細が表示されている場合にあっては、建具表等の提出を要しない。
- (注 3 ) 倉庫の配置図については、規則第 2条第 2項第 1号ホにより添付が義務付けられている。なお、倉庫の配置図にあっては、縮尺を原則1/300~1/1,200とし、倉庫、事務所、労務員詰所、消火栓、外灯、警報機、排水溝等敷地内にある全ての施設及び設備を記載する他、敷地周辺にある全ての建物その他道路、河川、橋梁等についても併せて記載してあることを要する。